

地域農業のために活動する団体を支援します！

農家の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など地域農業を取り巻く環境は、年々厳しくなっています。地域農業の維持や発展のため、地域が抱える問題を、地域自らが解決するために活動する団体（営農活動推進団体）を支援します。

「営農活動推進団体」の要件

- 人・農地プランの作成地区の中で、持続的又は安定的な体制が構築されている組織（団体）
- 団体に関しての規約を制定し、団体名義の通帳により運営している。
- 構成員が5名以上で、代表者及び役員を選出している。

支援内容

事業計画の承認後、一団体 10 万円を助成

※助成後 3 年間は、その活動内容を報告する必要があります。

【支援する活動内容】（詳細な活動内容については、お問い合わせください。）

- 「農地集積活動」
- 新規作物を導入するための「試験栽培活動」
- 「耕作放棄地解消活動」
- 新規就農者や農業後継者を育成するための「担い手確保活動」
- 「農作業受託活動」
- 営農活動などの研修会を計画するための「研修活動」
- その他、地域農業の振興に必要な活動

【申 込 期 限】令和 2 年 8 月 31 日（月）

【お問い合わせ先】肝付町役場 農業振興課 農政係 0994(65)8417

畑かんの水で新たに露地野菜に取り組んでみませんか？ ～肝付町畑かん営農推進事業～

◆肝属中部地区畑地かんがい事業により、平成 30 年度、荒瀬ダムからの通水が開始されました。今後、各受益地区において順次通水され、水を利用した営農が可能となります。この事業は、肝属中部畑かん受益地内で新規に露地野菜を生産・販売する農業者を支援する事業です。

◇事業の対象者

- (1) 農業者、農業者組織、任意組織、法人
- (2) 販売先が確保又は検討されていること
- (3) 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと

◇対象農地

肝属中部畑かん受益内の農地

◇対象品目

対象者が新規で取り組む露地野菜で、以下の品目

- ① ばれいしょ、さといも、ごぼう、ブロッコリー、キャベツ、人参、生姜
- ② その他、事前審査で認められた品目

◇補助額

- 作付 1 年目：面積 20a 以上に対して定額 10 万円
作付 2 年目：面積 20a 以上に対して定額 5 万円

◇申し込み方法

- (1) 必要な書類
 - ① 事業実施計画書
 - ② 新規品目であることを確認できるもの
 - ③ 農地の面積を確認できるもの（農家台帳等）

(2) 申込み期限：令和 2 年 8 月 21 日（金）

(3) 申込み窓口：肝付町役場農業振興課

詳しくは、下記までお問合せください。

お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 農政係 ☎0994(65)8417 / 『台地に畑かん・潤う農業』